女學雜誌

明治十八年初刊

毎週土曜日發兌

第三百七十二號

要目

○社説
須からく進取すべし

○閑感
人は水中の魚の如し
青年金錢に困す
高踏超然

○論説
佛教女人論集

○講壇
普通學校の平凡教育、特殊教育

○突詢
妻に經濟を托する三方あるの答

○書架
東京文學と東洋哲學

明治二十七年三月廿四日發兌

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

The Woman's Magazine.

JOGAKU ZASSHI.

第三百七十二號目録

社説

須からく[illegible]すべし

随感

人は水中の魚の如し

青年[illegible]に關す

[illegible]

論説

[illegible]教女人[illegible] [illegible]の[illegible]生

雑録

人[illegible] [illegible]

[illegible]の[illegible]

書架

[illegible]

[illegible]學

文藝

[illegible] 鈴木[illegible]

同[illegible]

家政

家[illegible]の[illegible]一[illegible] [illegible]

家内の[illegible] [illegible]

講壇

[illegible]教育[illegible]教育

[illegible]

[illegible]

宗教と教育との衝突

學校は教會と異なる

[illegible]教育の事由

精神的と器械的との衝突

器械的と云へば下等な言ふが如く

宗教的とは精神的の事ではありません

宗教的でなきからには宗教的である

教育と智育との衝突

[illegible]は一の小説の如きもので

智育は[illegible]實用主義にあり

[illegible]教育であります

方今の學[illegible]は[illegible]の[illegible]で

學[illegible]に力[illegible]望ましきするに

全[illegible]たる事なく[illegible]

徒然草

[illegible] [illegible]生

交詢

家政顧問

百答 [illegible]

[illegible]射

時報

[illegible]女學[illegible]保育の要[illegible]（）東京女學部

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

通信

[illegible]州[illegible]通信（）[illegible]州[illegible]山通信

Digitized by Google

Original from CORNELL UNIVERSITY

女學雜誌

明治二十七年三月廿四日發兌

第三百七十二號

社説

須からく進取すべし

須からく進取すべし、人生に退歩あるべからず、偶たま要ありて時に保守すとも、保守は即はち進取の氣慨を以てすべし。何を以てか生意なき保守を事とせん。生意なきは死せるに均とし。風は動き、水は流れ、草は生成す。何んぞ万物の長にして、ひとり死守するとをかせん。然るを況んや退歩するとに於てをや。

維新の大詔を捧讀し、革命の氣運に際會し、生れて千歳一遇の大妙機に出で會ひ乍ら、因循として舊弊に固息するは、何人ぞ。天地創造の極致は、進取にあり。此の大勢に逆らふものは、倒れ、之に伴なわざるものは、亡る。國家もし之に逆らはば、國家亡びん。個人もし之に伴なはざれば、個人衰ろへん。

然りと雖ども、進取は模倣にあらず、適用にあり。彼の輕佻浮動の輩、主我の識見なきが故に、事々に他に模倣し、其の形式の新らしきを取て、開化とし、詡然として他を嘲ける。如此き輩、安くんぞ眞さの改進を知らんや。

他の長を取るは、進取の一方なり。但だ之を取るや、當に適擇すべし、模倣すべからず。骨を換え、胎を脱し、其神髓を看破して、而して我が體骨の形に適はしむるにあらずんば、眞とに得て他の長を取りたるものにあらず。

眞理は、圓環なり、適用は、多角多邊形なり。眞理を講ずるは易し、之を適用するは難し。もし能く眞理を咀味して、而して能く之を時所位に適用するものあらば、異形に同態を見、多方に等趣を察し、水火相敵の裏に微笑して同志を看取するの識見あらんか。人、此の地に達して、初めて能く適用し、能く適用するとを得て、則はち能く進取すべし。

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

隨感

○人は水中の魚の如し

之と關係し、之を交渉し、之に同化するに至りて、初めて、生命あるを知る。宇宙の萬物に觸れるや、其間に生命あるとなし。小人の人人と交際を打ち語らふや、其間に生命あるとなし。試みに見よ、世の中に於て其の[illegible]云へるや、[illegible]、[illegible]、金錢せる事物、[illegible]つとして[illegible]あるを得ず、[illegible]。[illegible]、[illegible]人は、之を[illegible]して、[illegible]する[illegible]、[illegible]なきものにあらずや。[illegible]とに[illegible]の[illegible]して、[illegible]とを知つて、[illegible]所作す、[illegible]同化するの足らざるものに、[illegible]にざるを得ず。[illegible]、一[illegible]を[illegible]つて、[illegible]なり。[illegible]なき生命を得んよ、即はち中流の[illegible]なる品、中江篤樹の話にいはく、

人[illegible]水中魚、魚外無水通不得[illegible]

[illegible]黄金居[illegible]

[illegible]水中[illegible]。

○有形、金錢に關す

[illegible]然として日はく、國家の大事に心を傷むるが如きは、[illegible]なりと雖も、金錢に窮して困迫するには、其ゆ可きらず、[illegible]いかなる事に頼らふ可きにあらずと思へば、安んじて人の[illegible]を[illegible]はんとするも、われ[illegible]して曰く、何を以て金錢の事を[illegible]なりと言ふや。金錢、或ひは些々たるものならん、[illegible]に[illegible]して吾人の[illegible]を[illegible]し得べき勢力ある[illegible]に、[illegible]に[illegible]して些々たるものにあらざるべし。[illegible]には、[illegible]なり、[illegible]には、[illegible]なり、人、何ものかを人に[illegible]して、之を[illegible]み、之を[illegible]へんとす。其[illegible]や、或ひは、食品たり、或ひは、金錢たり、或ひは、權勢たり、或ひは、[illegible]たり、或ひは、[illegible]なり。其[illegible]しからずと

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

雖ども、其存する所の趣意や同じ。之を以て、首陽山に於ける伯夷に對しては、周の粟、最上の究迫となりぬ。彼等もし、周の位に就かば、更に別異の形を以て、之に臨まんとすらん。此故に、汝もし目前の金銭に對して滿腹の反抗激勵を爲すと能はずんば、他日、事業に臨んでは、事業に負け、權勢に對しては、亦、權勢に負けんとすらん。一事は即はち万事、道は、邊隅到る所にあり。目前の試錬に堪ゆると能はざる所のもの、何如でか、別日の大用に堪へんや、此故に、人は、之に落下し來る究迫の形何如なるものたるかを問ふと勿れ、たゞ現に與へられたる試錬を敬承し、之を感謝し、滿腹の精神を鼓して、之に勝つべし。到る所ろ、越ゆべきアルプス山あり。到る所ろ、負ふべき十字架あり。單に其形を見て、其精を悟らざるものを、愚と云ふ。

○高踏超然

何如にして、物外に超然たるか。身、下界に存し、而して心を高めて、上天に登らしめ、初めて方外に逍遥するが如きは、未だ超然の道味を悟了したるものにあらじ。夫れ、人は、天地宇宙と軌を同ふし、心を天上天下に遍滿せしめ、命を限りなきの時と一ならしめ、其全身を擧げて大虚に充塞せしむるとを得べし。之を圓滿の發達と云ふ、既に此地に達すれば、物に對して、宜しからざるとなく、事に對して亦宜しからざるとなし。故に、事業に對しては、其熱すべきに熱し、其止むべきに止む。國家に對しては、其盡すべきに盡し、其制すべきに制す。全身を擧げて、一隅を打つ。其打てる時や、全身の如しと雖ども、全身は則はち超然として、他の諸隅の上に存しつゝ立てり。此を以て、其熱狂者は、狂に至らず、其熱着は、癡に至らず、其失敗は、敗に至らず、其成功は、驕に至らず。常に悠々として宜しく、常に汗々として迫るとなし。之を此れ超然の形と云ふ。彼の金銭を以て卑汚の物とし、事業を以て俗世の事とし、市にあつて仙人らしく、政治を談じてたゞ歌をよむが如きとのみ超然なりとせんや。彼の月光を見よ。露滴々、こゝに圓滿の光うつる。細波、錦を織る、こゝに圓滿の光うつる。洪洋漠々たり、こゝに圓滿の光うつる。白瀧千丈天外より落つ、こゝにも亦圓滿の光映ずるにあらずや。

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

論説

佛教女人論斷片

花の井生

古往今來、高僧碩徳、女人を論じて、[illegible]を[illegible]へざるはなけん、然れども其最も甚しきは之を佛教の經典中に見るべきか。乞ふ之を左に就いて見よ。

諸法集要經に曰く、

女人は諂曲多く、常に[illegible]を懐くし

寶積經に曰く、

一切の女人は[illegible]心は[illegible]して住らず、

一たび女人を見れば能く眼の[illegible]を失ふ、[illegible]人蛇を見るとも、[illegible]女人を見るべからず。

涅槃論に曰く、

女人は地獄の使なり、永く佛の種子を斷たしむ、外面は[illegible]に似たれども、内心は夜叉の如し。

智度論に曰く、

[illegible]色なき[illegible]ふべし、[illegible]を含む[illegible]べし。[illegible]を執りて[illegible]に向ふ[illegible]つべし、女[illegible]の人を[illegible]するに然ず可きなし。

[illegible]合經に曰く、

一度女人を見れば永く三途の業を結ぶ、何んぞ況んや一犯するにおいて[illegible]めて[illegible]の獄に墮ん。

[illegible]經に曰く、

[illegible]三千界の男子の諸煩惱を合集して、一人の女人の業障に[illegible]らん、

女人は大魔王なり、能く一切の人を食ひ、現世は纏縛となり、後世は[illegible]となる。

[illegible]經に曰く、

[illegible]の[illegible]人[illegible]に[illegible]つとも、法界の諸女人永く成佛の[illegible]なし。

[illegible]經に曰く、

女人は[illegible]を[illegible]一たび[illegible]せば人を奪きて[illegible]門に[illegible]らしむ。

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

如來彌陀衆生濟度の爲に四十八願を立つ。其第十八願は十方衆生即ち、諸々の善人、惡人、男子、女人等一切の爲に誓ふものなり。されど如來の大慈大悲なる、女人の罪障深重なるを憂ふるの餘、第十八願の他に於て、明に女人攝受の願を立てゝ、約誓する處なくば疑を生ぜんとの慮ありて、第三十五願を立て、女人往生の願といふ。或は之を轉女成男の願ともいひ、或は又名聞轉女の願ともいふ。其願文の中にいへるとあり。

十方世界の女人よ、我名字を聞き、歡喜信樂し、菩提心を發して、女身を厭惡せよ。壽終るの後に復女像となる者は正覺を取らず。

唐土南山に大智師ありき。名を道宣律師といひき。此人の語に曰く、

十方世界に女人ある處には即ち、地獄あり。

佛教に女人は五障ありといふ。五障とは、一には梵天王となりて高臺の閣に居るに障りあるの謂、二には帝釋となりて喜見城に樂みをなすに障りあるの謂、三には魔王となりて第六天に徹るに障りあるの謂、四には轉輪聖王となりて七寶千子を具するに障りあるの謂、五には佛身となりて八相成道を唱ふるに障りあるの謂なりといふ。また三從の事ありといふ、これ儒教三從の義にいでたるものならん。佛者女人の爲に緇衣を絞りていふをきけば、吁、女人の身は誠に二十二因緣の流轉三從を緣として、十方の佛土に生ぜず。百八煩惱の根源五障を以て因として、八萬の聖教に嫌はるゝなり。憐むべきかなといふが如し。

黑谷の高德源空上人講釋していひ玉ひけらく、

三密の月輪遍く照すと雖も、女人非器の暗を照さず。五瓶の智水ひとしく流ると雖も、女人垢穢の態には注がず。

善導和尙なる名僧はいはく、

乃ち彌陀の本願の力によるが故に、女人は佛の名號を稱して、正しく命終るの時には即ち、女身を轉じて男子と成るを得て彌陀手を接し、菩薩身を扶けて、寶花の上に坐し、佛に随つて往生し、佛の大會に入りて、無生を證悟す。」

親鸞聖人の和讃に曰く、

彌陀の大悲ふかければ、佛智の不思議を現じて、變成男子の願を立て、女人成佛を誓ひたり。

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

終に我國當時の流行哲學者、甲乙のショッペンハウエルの輩、人觀の要領を舉げん。此哲學者は其[illegible]に近く、[illegible]の說をも取りたるとなれば、今茲に[illegible]へ來りて[illegible]を[illegible]の言を吐かしむるも敢て強ち[illegible]の事にあらず。[illegible]曰く、女子には正義の觀念なし、[illegible]女子[illegible]なりといふ。雖も、是れ世男子の[illegible]の女子の[illegible]に[illegible]たる[illegible]り。かの[illegible]く、[illegible]人に、[illegible]く、[illegible]きものは[illegible]いふべきに非ずして、[illegible]とこそいはめ

彼はレデーなるもの、跋扈するを認めるの[illegible]、レデーの[illegible]州世界の怪物なり。[illegible]なる[illegible]此レデーの[illegible]する日に[illegible]子を崇敬するの[illegible]は亡びん。[illegible]りして亡びたり。このレデーを[illegible]せる[illegible]も亦可なり。一[illegible]は[illegible]一人一[illegible]に多數の女子は[illegible]するも不宜しといふの[illegible]なるに[illegible]る彼等は[illegible]の[illegible]に[illegible]て女子の[illegible]に[illegible]隱むるに足るのみにして、[illegible]

彼等も何んぞ的なきに矢を放たんや。[illegible]の周りて來る心[illegible]し人に存するか[illegible]世[illegible]につきて[illegible]か[illegible]かざるに[illegible]されども、今夜[illegible]に[illegible]吐露するを止めて、たゞ[illegible]の[illegible]る[illegible]

書 架

○東京女子[illegible]

[illegible]されたる東京女子[illegible]は、[illegible]なり。[illegible]人の手に成る[illegible]にて、[illegible]の[illegible]も[illegible]かるべく[illegible]

○[illegible]

[illegible]を[illegible]て[illegible]を發行せらる。[illegible]、[illegible]にて[illegible]は、[illegible]を山より出して世の人に見せなんと[illegible]り[illegible]り。

Digitized by Google

Original from CORNELL UNIVERSITY

○大諸侯母公の賢德

何といへる人の事にや、其名は明らかに記しあらざれど、或書に賢女物語と題して左の如き記事ありたり

一萬石計取り給ふ諸侯の妾たりし人男子を出生有しが、位を付けて貞正院殿とかや申して小さき館を經營し住給ひしが、後其出生の男子成長して、其が同族なる或大諸侯の繼嗣となり玉ひ、やがて大國を領し玉ひしが賢君の聞へ高く、家臣悉く其德に服しぬ。されば此君生家に在す所の御實母への孝心もなみ〳〵ならず。されど御母公の方よりは絶て大國主の館に來り玉ふ事なし。是れに依りて老臣打寄評義の上彼御實母を大國の屋敷へ引取知行千石を御養所領として親に奉まつらんとて其御生家へ行て御實母に謁し、右の由を申上しに、御實母のいはるゝやう、諸士の志は誠に嬉しけれども、大守の爲を思はれなば必ず無用に致さるべし。其仔細は我等

淋と怜きものゝ娘たるに、先君の愚寵を得て、剰へ男子を生み御し事、勿躰なく其有難さ常に思ふに餘あり。然るに我子大國の家督を継ぎ、大國の主將と成りし事空恐ろしき迄に存き思ひをなせり。然るを今彼屋舗へ行て、素姓賤しき老婆が一所に住て有ならば、大守自ら我氣を請けて、志野鄙に陥り玉はん事絹の色々に染まる如くならむ。さあらむには一家中一國の爲にもならず候得ば、只此まゝに捌き候へ。又千石の知行は過分なり。されど我は常宅にありて衣食とも乏しき事曾てなし、故に此千石の知行を分ちて、日頃忠勤のものへ加増し玉はゞ、いか許か喜び候はんと有ければ、老臣共感涙を拭ひあへず立歸りしとぞ、其後終に一度大國の屋敷へ來り玉ひし事ありしに、始めての入來なれば馳走殊に甚しく、家中の者共門前へ路傍に下座など出してありけるを、御母公は屋敷の門前にて駕籠より下乘し、女中二三人供につき玉ひ、裙短かにかゝげて、門番の下坐して居けるを丁寧に腰を屈めて通り玉ひける。屋敷内にては、大國の侍中に逢ひ玉ひても、餘りに輕々しき故先々にても此の御母公とは知らずして皆行過ける。さて殿の前へ出玉ひても、其禮儀は君臣の如し。

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

大守にも役目と技術ありて、上役へ勤め申さしといへども、いやいや何となし〳〵とて始終手をつかへ、低頭して[illegible]ける。斯く〳〵して暇を告げ立ち帰りしが、其[illegible]ふ事なかりしとぞ。

客貴には他人集まり、往時には[illegible]其身落[illegible]せし者に、而し[illegible]知らざる[illegible]するもの多く[illegible]もなき人までも、[illegible]的なり[illegible]なりたんで、[illegible]き世の中に、昔とは[illegible]に今の貨殖人といへる人の中にも、[illegible]自書人の[illegible]けず、其を[illegible]なきは如何に[illegible]我は[illegible]く、[illegible]こそ[illegible]かし。

○服色の[illegible]

然る家にては、むかし中勢の大[illegible]中の[illegible]められてより[illegible]中にも[illegible]小[illegible]といふは[illegible]らにし、[illegible]の[illegible]らへより[illegible]会に[illegible]るまで[illegible]て[illegible]へしが、[illegible]の者の中に[illegible]かるものありしを見て、[illegible]これを[illegible]のは[illegible]く[illegible]に[illegible]められしが[illegible]へ[illegible]へて[illegible]用[illegible]なるものを用ふるを可とせられしたん[illegible]より[illegible]のものは[illegible]には[illegible]中一[illegible]なりしとぞ。

[illegible]は専ら[illegible]のみ流行すれども[illegible]より[illegible]ひかる色には[illegible]色はげて、[illegible]しくなりはきものなり。[illegible]に[illegible]を代の用ひられし[illegible]を守るては[illegible]何れよりかかる[illegible]の[illegible]しとかいへども、[illegible]の好みに過ぎざるべし。[illegible]の[illegible]はたゝる[illegible]の品にも留意を要す。

Digitized by Google

Original from CORNELL UNIVERSITY

歌會當坐式

鈴木弘恭

近頃はいと猥りなれども余が若き頃は歌會にもその式ありし也今の若き人々にその概略を左にしめす

會員着坐

但左右に列坐す左右第一座を左頭右頭と稱して尤も名譽の席とす堪能の人たるべし

點者着坐

但此時一同に禮あり

次點者出題

但短冊三折に認め或は奉書紙二つ折亦題或は二題

次題を見る

但左右の頭より順序末座に至る

次各硯を配る

但從者二人之を行ふ

次料紙を置く

但從者同前

次短冊を配る

但從者同前

次墨を磨る

但會員一同同時に

次紙を折る

但懐紙を組て後先つ題及び名を書す

次座を組む

但女法師は常の如し

次詠吟

但隔意とす

次點者に文臺を進む

但從者之を行ふ

次點者に硯箱を進む

但從者同前

次點者に詠草を供す

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

作從者同前又より右方に從ふ

次　跡間を退く

作從者[illegible]

次　[illegible]を揖す

次　作從者[illegible]を辞す

次　[illegible]を[illegible]む

次　作[illegible]りて[illegible]辞す

次　[illegible]を揖す

次　作[illegible]を打す

次　[illegible]を退く

（[illegible]）[illegible]く

[illegible]む

[illegible]

国[illegible]

ツ

隷[illegible]

[illegible]

膠[illegible]

貼[illegible]事

属[illegible]人[illegible]事

附[illegible]いてくる事

傅[illegible]くしりたてる事

ツマヅク

躓[illegible]事

趺[illegible]す事

[illegible]事

蹐[illegible]つまづく事

跎[illegible]事

[illegible]事

ツクル

造[illegible]くる事

作[illegible]す事

[illegible]事

偽[illegible]て

製[illegible]る事

テラス

照[illegible]

映[illegible]る事

招[illegible]

燭[illegible]照らす事

描[illegible]事

光[illegible]事

ト

トフ

問[illegible]

訪[illegible]紙味

訊[illegible]事

詢[illegible]事

トマル

留[illegible]

逗[illegible]そこに

遏[illegible]

止[illegible]とゞまって

住[illegible]事

淹[illegible]とゞまって

駐[illegible]事

停[illegible]とゞまって

家政

○家族の利已心を抑ゆるの一法

ふみ子

一家内に同住するの家族といふも、夫婦さし向ひ、或は夫婦に小供といふのみなれば、家内の折合も至極容易かるべし。されど若し其が外に、舅姑小舅姑、若くは叔父従兄弟なんど種々の同族同居し居らむには、随分六かしき苦情をば各々意中に貯ふることなるべし、故に夫等の苦情折々に發して家内の不折合となり、以て清温なるべきホームの間に、一種厭ふべきの邪氣往來することなしといふべからず、今是等苦情の原因を探るに、多くは利己の心其主なる部分を占むるが如し。故に此利己心を滅せむには、第一に家族の道義心を盛ならしむるの必要あり。されど是等は人生上の問題にして、單に家政上のみの問題に非ず、故に姑く此大問題はいふ迄もなき事として、他に其一法を求めむには、先づ主婦たる人が、身を以て他を帥ゆると、一家收支の報告を明らかにして、家族たるものに之れを示し、以て我家の生計はさやうに多く家族各自の欲望を充たすこと能はざるものなりといふことを會得せしむるに在り、今假は試に其一例を擧げて大方の諸姉に告げまつらむ、我知れる友に近き頃他に嫁したる人あり。先方良人は經濟に心を留め居る人にて、其家計の配劑は多く内君にのみ委ね玉へり、然るに此家には良人の同族數人同居して、舅姑は素より、前年身まかりし良人の兄の未亡人及其子、或は一旦他へ嫁して後故ありて離縁となり、子供を連れて實家へ戻り來りたる良人の姉君なんどもあり。其家族の錯雜なることなみ〳〵ならず。故に兄の未亡人は己れと己れの子を多く利せむと思ひ、良人の姉君も亦同様の思あり。故に正月或は何角必要の場合に或る一人の衣服を新調する時は、他の人悉く負けず劣らぬ請求をなしつ、毎時一領の衣を新調せむには、随て數人の衣裳をば夫れ〳〵に新調せねばならぬの風あり。されど一家の收入には夫れ〳〵限りある事なれば、悉くの請求を容るべくもあらず。故に最後は止を得ぬものゝ外は之れが求めに應ぜざることゝなせしに、其苦情おさ〳〵經濟上の苦しみに減ずるの比にあらず、故に余儀なく一人の爲に一衣を裁する時は、随て他の人の爲にも夫れ相應に、(番來

の衣類の有無に拘らず）新調して與ふる事となせしに、之れが為め家内の苦情は薄らぎたるも、數月の後には毎月の呉服屋の拂追々に嵩みて、定まりたる費用の外に、幾許の金を以て償はざれば、到底拂ひ切れぬ事となれり。斯くあるべきは兼て期したる事なれど、爰に至りて[illegible]なる主婦大に心を悩め断然意を決して身には洗ひ晒したる綿服の外着せぬ事に定め、實家より携へ來りたる衣服は夫れ／＼[illegible]に分ち與へ、身には一節の衣の外は貯へざる事となし、更に又工夫を凝らして、毎月の收支をば誰人にも分るやうに規則正しく帳簿に上せ、毎月の終りに之れを一家の人々（小供は除き大人にのみ）に示し、其生活の容易ならざるよしを知らしめしかば、爰に始めて銘々の苦情絶へて生計の[illegible]分に[illegible]る／＼其所要を減ずるよゝなりしといふ、其は只一個に過ぎざれど、兎に角一家の主婦たらむ人々の[illegible]は、[illegible]大に家族一般の經濟に影響を及ぼすものなれば、主婦たる方の一言一行は、實に慎まざるべからざるに[illegible]法にしては、かゝる方法も亦大に効を奏する事ならむと信ず。

○家内の書籍館　ふみ子

上流の生活を營む人は勿論、中等社會くらし向きにて、先づ三ッ四ッの室あらむ家にては、其内の一室を撰みて書籍室に充て、之れに又[illegible]衛生の圖書並に新版の書物雜誌等を成るべく多く集め家内に於ける書籍館めきたるものと爲し置く事は家庭教育の爲にも大なる助けとなる事なるべし、元來小供てふものは、誰しも人眞似をのみなすものなれば、家内に讀書の人多ければ、隨て又子女も書物を手にし、始めは何氣なく之れを玩ぶのみなれど、成長するに從て其書物てふものゝ何ものなるやをも知り、又其書中の事柄をも知らまく欲するの念を起すものなれば、幼き時より家中に於る書籍室に連れ行きて、小兒の眼に付き易き繪本を示し、或は圖畫などによりて漸次に其知見を磨き、其嗜好を高くやうになさむには、此書籍室をして一の教場ともなし、又小兒に適き娯しみを與ふべき場所ともなすを得べきなり、而して主婦たる人自ら此書籍室の裝飾、整理に注意し、歷史的、動植物の圖、偉人豪傑なんどの肖像等をば四方の壁に貼付し、或は額に收め

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

て程能き場所に掛くるなんど、室に入れば一見先づ兒子の注意を惹くやうになし、大切なる書物は之れを硝子戸の本棚に上せなんどして、恰好よく陳列し置き、又家族の讀本として、若くは子女の好伴侶として宜しかるべき書物は、自由に之れを手にするを得せしむるやうになし置くなんど、其他用意はいろ〳〵あるべく而して、主婦たる方に之れが館長となりたる心得にて、大に意を玆に用ひ玉はむには子女は素より一家族の爲にも清き樂しみを添ふる事なるべし。西洋にてはかゝる事は珍らしからざる事なるべきも、我國にては隨分餘裕ある家の內にもかゝる設けを爲し置たるもの少きは誠に恨みなり。われは其家の大小に拘らず小さければ小さきやうに、其藏書を集め、或は經濟上の都合にて家計の幾分をば新版書籍雜誌なんどを購ふの料に充て、書籍館とも見做すべき室をば、備へ玉はむとを切に大方の主婦たる方々に勸め參らすなり。

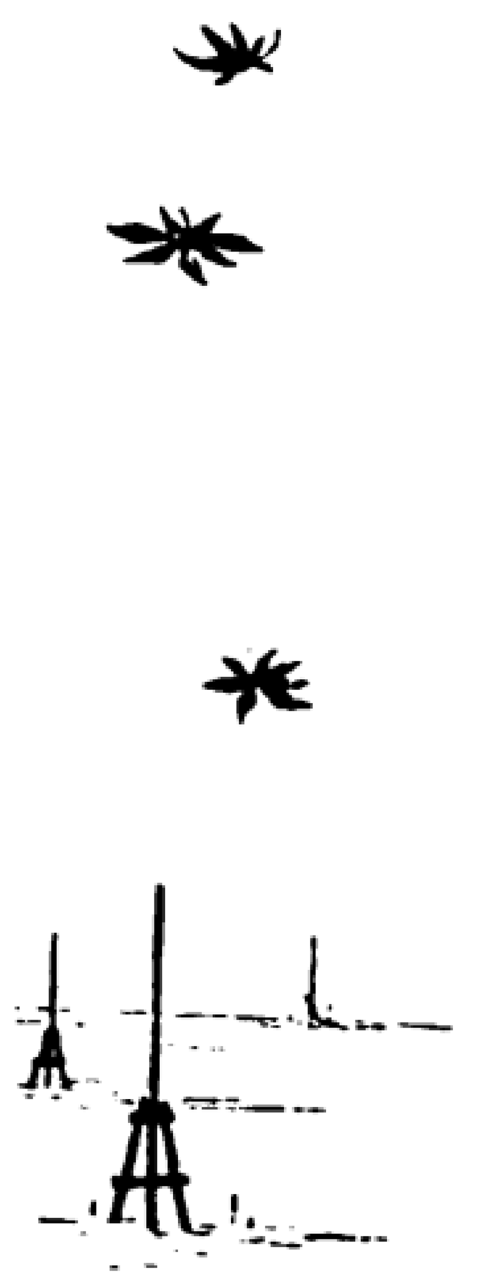

講壇

普通學校の平凡教育、特發教育

左は、同志教育會の席上にて、演說したる筆記なり。

昔しの如く、一個の先生が中心となつて、万事万能を敎ゆるとは違ひ、多くの敎師が相ひ集まつて一學校を開くと云ふ今日の敎育に於ては、

學科上の調和、儉約、

なるものが、至極大切であります。夫々の學科を敎ゆる別々の敎師が、相ひ協同して一つの目的を達するには、相ひ矛盾し、磨擦し、衝突するとなどの無いやうにするが肝腎で、もし此の用意がなければ、有益なる勢力を無益に消耗しまして、徒づらに多くの損失を致します。齋藤拙堂の文章に、世に無用と見ゆるものは大用ありとて、キヤリ歌をうたつて仕事師の勢力を一つに合はせる調子の功能を書たものがありました

が、誠とに、人世の仕事なるものは、一個人々の勢力に足らざるを覚えず、此の勢力を合同せしめ、調和せしめて、一つの集中たる目的の爲めに協働せしむるとの足らざるを惱むものです。學校の教育は、多くの教師が集まつて、色々の方角から、一人一人の書生を仕立てるものでありますれば、倚更ら此の『勢力の調和』を大切といたします。勢力を調和せしめて、其無益に損耗するを防ぐを倹約と申しまして、此の調和と倹約とが、至極肝要であります。

此用心を欠くの結果として

勢力の損をなし、無益の費えを爲すのみならず、學校としては、教育上に失敗を致します。苟しくも[illegible]上の調和なき時に於ては、書生は、明瞭なる判斷力を失ない、純粹なる感情を失ない、又、確乎たる決意をもなひませう。か丶る學校内に、假に感化力ある一教師ありて、一[illegible]人の感化力が[illegible]らして補なふ所あらば、大[illegible]は[illegible]を少なくする[illegible]でありましょうが、兎に角、[illegible]としての教育からいふ時は、失敗したるものであります

一、學校は一大集合機關

で、小車、大車、みな共同して一つの目的を成就せねば成らぬものです。一方の建設する所を、他方が打破しては成らぬ。打破してならぬは言ふまでもなく、相ひ摩擦しても成らぬ。之について、世の基督教主義の學校に行なはるる教育法なるものに對しあがえまして、密かに疑を懷くとがあります。左に、其の尤とも大なるもの二三を擧げて、後刻、諸君が發讀せらるゝ問題に供え、高教を仰ぎたいと存じます。第一、

宗教と教育との衝突

之は、かつて井上哲次郎氏が論ぜられたとがありますが、あのような議論に衝突の出來ぬとは、今更ら申す迄も無いです。然し、普通教育の學校に於て、方今所々に行はるる如き傳道的[illegible]に於ては、其の教育と必衝突するともあらう。[illegible]申すまでのよはなくとも、必らず[illegible]矛盾するとはあらうと[illegible]。方今の基督教主義普通學校に於ける傳道は、多くは、宗派的、又は、神學的の傳道であります。然るに、元に、宗派といひ、神學といふことは、万人普通に見て共に承知の出來る事實又は學理の外に、一種片寄りたる、色の付たる道理を主張するとを免かれないであります。凡そ

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

宗派にても、神學にても、之を信ずる常人の眼中から見る時は、決して片寄れりとは思はれぬもので、吾が信ずる所ろこそ即はち、中道なり、公平なり、万人普通に見て承知の出來べき筈のものなりと考がえらるるであります。夫丈けの自信がなければ、もとより宗教上の生命はありますまいが、暫らく省りみて、吾は普通教育を施こしつゝあるもの也と覺る時に於ては、其天職の命として、自個の所信を發表して書生に教ゆるの上には、餘程、戒心する所ろがなければ成りますまい。

學校は教會と異なる。

ことに、普通教育の學校に於て、學校として施こす所ろの宗教々育なるものは、極めて宏量濶大でなければ成りませぬ、天地に靈なる大御心ありて、宇宙万象を支配し、攝理し、監督することを思ひ、吾等人間は、之に對して、謹嚴端莊の心を懐き、其指し示す道に順從し、其命令する義を實行し、之と同化して、平和、勇氣、希望などを得るが、即はち宗教上の生命であります。此生命を得せしむるに止まるが、普通學校の宗教々育でありませう。數學科に於て教ゆる數の道理は、數學教師から學ばしめ、扨て、此道理は、天地間の靈なる大御心が定めたる道スヂなりとして、之によつて實行するの生命を得せしむるが、宗教々育でありませう。學術でも、體操でも、皆な同じことで、學問の道理は、學問として習はせ、其習ひたる道理に忠實ならしめ、活働せしめ、同化せしむるが、即はち、宗教でありませう。普通學校の宗教傳道が幸ひとして如此くならば、決して教育と衝突することはありますまいが、此より一層細かく這入り、神學的、宗派的の教理までを教へて、無理に之を信ぜしむるようにする時は、必らず衝突を起します、たとひ衝突と云ふ迄の甚しきに至らずとも、相ひ摩擦矛盾して、互ひに其効用を薄くしませう。或ひは、之が爲めに學理を研究するの熱心を減ずるか、又は、宗教上に尤とも大切なる謹嚴莊重の信仰心を減ずるでありましょう。故に、

普通教育の傳道

なるものは、極めて寛宏濶大にして、宗派、神學などに渉らず、たゞ先づ、天地至上の靈なる存在者に感通して、之を崇め、之を尊とみ、之をヲガミ、之に祈り、全く之に同化して、其道に忠順なるものとなるの生命を得せしむることを專要とせ

ねばなりますまい。

第二、精神的と器械的との衝突

を避くるとが、今に方つて大切であります。近比ろは、切りに、精神的教育と云ふ言葉を聞きます。精神的教育とは、何如なるものでありますか、少しく明白でないですが、先づ其文字の示す如く、精神の鼓舞作興を主意として教育するのであるとすれば、精神的教育なるものにのみ偏す可らざるとは直ちに明白であります。教育は、人の精神のみを開發するものにあらず。八面玲瓏たる智慧を得せしむるとは、大切なり、又た、熱情も、埜々たる温かき感情も、均しく養なはねばなりますまい。故に、精神的教育と称して、初めから精神の開發にのみ重きを置くとは、偏邊でありますが、方今、某宗教主義の學校に於ては、精神的教育と云ふとを口ぐせのように申しまして、精神的教育は、即はち宗教的教育なりと云つて、「器械的」と云ふとを、蛇蝎の如く嫌ひます。すでに、器械的と言へば下等と云ふが如く一種軽蔑の意味を含んで居ります。夫故へ、學校内の色々の規則や、取締りや、體操などを、器械的と称して、之を一段下がつたる直打の少なきものの如くに感じて居るものが多くあります。教師たるものにも、生徒たるものにも、一様に此の誤解があります。抑そも、

宗教的とは精神的の事ではありません。天地の事は、天地に對するの心を以て對し、算盤の事は、算盤の道理を以て待し、万國に向つては博愛をもち、一國に向つては、國家的の觀念をもち、凡そ、天地の大ひなるも、泥土の卑きも、万國の廣きも、一家の小さきも、夫々のものに對して、皆夫々の道を守り、物として宜しきを得ざるとなきように圓満具備するが、即はち「宗教的」でありませう。左れば、精神上の事には、精神的となり、器械的の事には、即はち、器械的となるが、宗教の極意ではありませんか。人間には、霊性的の部分もあり、道徳的の部分もあり、生理的の部分もあり、理學的の部分もあり、又、器械的の部分もあります。此等、もろもろの部分を、皆な夫々の道理に随つて開發發達せしむるが、教育の理想であり、又た、此の道理の裏に生命を發揮して、之れに感通し、之れに同化して、樂しんで之れを實行し、安んじて之を和らぐるとを得るが、即ち宗教

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

でありませう。夫故へ、器械的の事に、

器械的となるが即はち宗教的である。

學校で設けたる規律に服從し、敎師に對して禮容を守り、躰操に骨を折り、禮拜に出席せるの類は、器械的の事なりなど稱して輕んずる書生は、未だ宗教なるものの意味を知らないので、又た之を器械的の事だからと言つて大目に許すものは、宗教々育なるものの意味を知らぬのであります。基督敎主義の學校に於ける普通の大欠點は、所謂る師範學校的の規律、訓練等が無いとでありまするが、抑そも此の規律、訓練なき所以のものは、最初から、此等の事を器械的なりと稱して、之を輕蔑したからの過まちでありませう。第三には、

德育と智育との衝突

である。基督敎主義各學校の智育は、德育と混合して居つて、純粹の智育に至つては、頗る欠くる所ろあるとを覺えます。一躰、此類の學校に於ては、理想の上の敎育が多ほ過るほどでありまするから、智育の領分に至つては、十分に實用卑近の方に着目し、德育的の事を混ぜぬように心掛るが秘訣でありませう。一例を擧れば、彼の歴史、傳紀の如きものです。

歴史や。傳紀には、ウソや、ホラが多いものですが、我國の歴史に至つては、主も當世の有權者の干渉を受けて成りたるものゆへ、事實を曲げて勝手に製造したる所が多くある。傳紀も亦た同じとで、某が某の事を仕たと云ふ行跡の事を大形に書いたもので、何如なる塲合、何如なる事情の下に於て、何如なる事を仕遂げたと云ふ『包圍との關係』を書き現わさぬゆへ、實際の益となるとは、少ないです。ナイチンゲールの傳を讀めば、誰も看病婦となりたく思ひ、ウイラードの事を聞けば、直きに、あのような仕事が仕たいと思ふ。然し、ナイチンゲールがクリミヤの戰争に出合わず、ウイラードが日本の今日に在らば、必らずしも、あのような事を爲すとは限られません、故に、歴史でも、傳紀でも、之を人の活用の敎となさんが爲めには、今日の如き敎授方では、役に立ちません。今日の、

歴史傳紀は一の小說の如きもので、

謂はゞ、架空同様のお話しであります。夫故へ、之を德育の部分として、理想を高くせしむる爲に用ゆるは、多少功能がありませうが、智育としては、殆んど効能がありません。古

人の傳紀を聞くは、今人の人となりを聞くに及びません。古しの歴史を覺ゆるよりは、近頃ろの成行きを聞く方が、宜しひです。故に、普通學校に於ては、古人の傳紀よりは、當世の人物の言行を談じ、又た、昔しの歴史よりは、新日本の歴史を敎ゆる方が、遙かに有効であらふと信じまする。一例を擧れば、先づ此類であつて、

智育を成べく實用卑近にとり、

徳育と混合して、何事もお說敎である如くするは、甚はだ宜しくないと考がえます。○以上、三ツの衝突を舉げ來したるは、普通敎育の學校に於て、學科の調和、倫序を大切とせねば成らぬと云ふを示すが爲めであります。學校は、一大集合器關でありますれば、其の集合したる上の一致の目的は、勢ほひ、平凡普通であります。

普通敎育は即はち平凡敎育であります。

普通敎育に、精神的とか、一くせある人物とか、一道專攻の達人とか云ふものを求むるは、間違つたるとであります。普通學校が目的とする敎育は、即はち普通敎育で、普通敎育が造り上ぐる人物は、普通の人物である筈です。一時、理想の低くいも困るとですが、理想の神經質とも云ふべき、万事に格外不當の事を處望するも、亦た困つたものであります。普通敎育を施こし乍ら、夫に相應せざる分外の結果を望み、此の結果が得られぬからと言つて、或ひは失望したり、或ひは不平をこぼしたりする。失望する敎師も、不平を言ふ書生も、共に誤まつて居ると考がへられまする。然し、

方今の學校は万づ屋の姿で

隨分、學校以外の働らきをも爲さねば成りませぬ。社會の敎育なるものは、甚はだ不完全であり、寺院敎會の勢力も亦た微々たるものであり、家庭の感化力も甚はだ薄いとでありますれば、勢ほひ、學校の敎育なるものに、尤とも重きを置ねば成りません、今の學校は、止むとを得ず、學校以外の役目をも盡さねば、成りません。殊に、基督敎界の如く、他に備はりたる器關の少なき社會に於ては、尚更ら學校に重きを置き、學校をして、様々の仕事をさせねば成りますまい。

學校に万能功を望まんとするは

之が爲めで、隨分か、恕すべき所もあります。然し、瓜は、瓜でありますれば、餘り不當の處望を爲し、獨り角力をとつ

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

て、吾から失望落胆するは、益なきことと存じます。況て普通教育の學校が、學校の一躰として施こす可き、普通の教育は、かように平凡なるものといたし、而して、其短所を補なつて人才を教化特發するの工夫を、別に備ふるが、宜しいと思はれます。即はち、校長なり、教頭なり、又は、學校ヅキの或る道士があつて、書生一人一人の天稟才能を、鑑識し、其の銘々に適應する刺激、感化、教導を施こして、言はゞ座禪的の教育で、一人一人として、修養、特發、自得せしむるの工夫であります、故に、此の工夫と伴なつて、

餘暇あらしむる事、及び圖書室

の擴張が大切です。普通一と通りの教育を受る外に、餘暇あつて、自ら讀むことの出來、讀んで質問することも出來、質問して、沈思瞑想することも出來るようにすれば、普通教育の平凡なる目的の外に、特別にして深邃なる他の一つの目的を達せられ、多くの人才を活養、活開することが出來ようかと存じます。

つれ〴〵草

曝背居記　其二、

市谷生

さきごろ折にふれてよみける歌に

よひの雨よはのみぞれはあかつきの
寒さに雪となりにけるかな

ことを友達どもに見せたるに皆天氣豫報的なりとて笑ひぬされど己れは實況にて中々におもしろしと思へり

庭の梅一つ咲きぬ二つ咲きぬと數ふるうちにいつしか梢ましろになりぬ日あたりよければ異處よりは十日あまりも早きなるべしこの梅の枝に簑虫の多くつきゐるを見て

梅が香の匂ふにつけてみの虫は
こもりながらも春を知るらし

と歌ひぬれどこの鬼の子秋風をこそ待わたりつれ春來ぬとも得知らぬなるべしなど云ひあひて笑ひぬ

ある日友と淺草公園に行きぬ花屋敷の檻に虎ありうち見たる

Digitized by Google　　Original from CORNELL UNIVERSITY

ところいとたけ〳〵しくげに百獣の長ならんと思はるゝもの
から僅に畳二つばかり敷かるゝやうなるなかに入れられ三公
といふ名目はされて怪しげなる男に竹杖もて追ひまはされさ
ゝやかなる肉ぎれもらふ為に、三たびまはりてこよ、酢備せ
よなど云はるゝまゝに振舞へり、既に一たび此境遇に陥りな
ばいつの時かは再び山月に吼えて山谷を震動せしむることを得
ん世に英雄をもて自任するものも己れを[illegible]ずるを知なから
にはこの虎にひとしき遇をうくることあるべし[illegible]　ことに
なん

許渾の詩好んで水の字を用ゐしかば宋の[illegible]これを許渾千首湿
と云ひて嘲りしものありしとかや香川景樹の歌にけるかなに
てとめしるが多しとて或人の

　けるかなと云はれけるかなけるかなと
　　云ふより外はなかりけるかな

と云ひてそしりしことあり何れの国にも悪口は云ふものなり
と思はれていとをかし。

交詢

○家政戒問

家を持ちてより程経ぬ良人、或婦人に問て曰く、われ家のあるじとなりてよりこの方、注意して世間の人を見るに、収入の全体を挙げて之れを内君に委任し、毫も生計のことを顧みざる人あり、又将た生活の度と家族の数とに応じて、所費を幾許と定め、全収入の内より此所費だけを内君に委任し、他は良人自ら保管するの人あり、今一ツは所費をも内君の預け[illegible]ひとなさず、単に日用の小使金のみを渡し置き、毎月の費用は之れを其支出高に応じて渡すことゝなし居るの人とあり。換言すれば全体委托と局部委托と全部監督との三種に分つべきものにて世間最も多数の良人に行はれ居るものは第一種にて、第[illegible]種は[illegible]く第[illegible]種の方法は世間に於て最も多く行はれ居るもの[illegible]くに思はる。予は此三つ何れになしたる方内君と良人と双ながら便且つ一家の福利を増すものなるべき乎と。

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

○答　　　　ふみ子

某婦人之れに答へて曰く、私迚も余り家政に經驗ありと申すにてもあらねば、此御尋に對し充分なる御說明は申上得らるまじ。されど私の考のみを申試みなむには大凡左の如きものにて侍らむ乎。最此お尋にお答申す前に豫め取極置て叶はぬ事は、一家の收入と申も人の個々によりて、さまざまの相違あり、或は非常に夥しき收入ありて、家計の如きは其一部分を割て之れに充つるのみにて足れる人もあり、或は極々小額の收入にて、纔に家族數口に粥をすゝり得らるゝのみの人もあらむかなれば余り其區域廣くてはお答の致し方も錯雜にのみわたりて申上盡し難し。故に茲には先づ中等社會の人として、一家族をば、平民的にならば支へ得らるゝだけの收入ある普通の人を標準として說明するの自由を與へ玉へ。

さて豫め此點の御承知を得たらむには、先づ第一種の全躰委託の方法に就て意見を述べ侍るべし。此方法にして行はれむには、良人は毫も生計上の事に、心を煩はし玉ふの必要なければ、實に内顧の憂なく、一に外事にのみ意を注ぎ玉ふことを得べければ、良人の便はいふまでもなかるべし。而して又かゝる方法は内君をして、家政を執り行ふに、毫も經濟上に掣肘せられ玉ふことなかるべければ、家事の運轉上には内君も亦大に便を感じ玉ふことなるべし。されどかゝる絕對の委任は、良人をして自然經濟の念と遠ざからしめ、又責任をも免れしむる者なるを以て、兎角お大名氣取となり玉ひ易き者なれば（さなくとも殿方は、氣性疎大なる者なるに）家計の許すと許さぬとに拘らず、無頓着に臨時の支出をば内君に求め玉ふのこととなるの傾を生ずべし。さある時には内君は、每月の收入の中に就て、既に夫れ〲の豫算を立て置たるに、良人臨時の請求に依り其豫算に相違を來して、往々首も廻らぬ困難を感じ玉ふことあるべし。故に此種の方法を執らむとなし玉ふ方々は、豫め良人と内君との間に約束を結び、良人の交際費若しくは良人一個の事にのみ關して要する費用は、每月大凡幾何と定め、其他は漫りに請求し玉ふことなかるべきの定めとなし置き玉ふを要す。さある時には内君の方にも臨時の當惑を來すこと少く、良人も亦自ら其定めを守り玉はむ以上は、絕て内君よりの訴たへを聞き玉はむ煩もなければ全く内顧の憂を一身より除き去りて外事にのみ意を專らにし玉ふの益あるべし。而

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

して又内君の方に在りては、經濟上の責一に己れにあるを以て、内外に對する心配は一方ならざるべきも、能く自ら工夫して巧みに家計を執り行ひ玉はむには、兒孫の爲に教育費を備へ置き玉ふとも得く、一家非常の準備金をも貯へ玉ふとを得ければ其成功の樂み、おさ〳〵良人の指揮の下に節約を守り玉ふのみなる内君の比に非ず。其樂みは大なる苦心を償ふて尚ほ余ある事ならむ。されば内君の方にても、經濟を自任せるを一の樂しき事業となして之れを執り行ひ、さま〴〵の工夫を以て之を運用するの結果は遂に一家の利益をば大ならしむるに至る事なるべし。故に私は此仕組に賛同の意を表するものなれど、良人の性質如何に依りては、斯く經濟の委任を爲すを好み玉はぬ方もあるべく、又内君其人に依りては、其處迄の經濟に堪へ得玉ふ人なきにしも非るべければ、一概に其法としてお勧め申す事は出來得らず。

第二種の局部委托　是はてうど中庸を得たる方法の如く考へらる。此仕組ならむには、良人は大體を監督するの煩あるのみなれば、左迄内助の勞と申す程にてもなかるべく、内君も亦或る區域に於る運用の自由は得玉ふべければ、一々良人の旨を伺ふて、而して後決し玉ふの不都合はなかるべし。而して此既定の賄費にて足りるやうになすも、或は足らざるととなるも其責任内君にのみ歸するとなるを以て自然内君も亦責任を重んじ玉ふに至るべし。若し又内君にして經濟上の技倆迄に一歩を進め玉はん乎此賄費の内にて毎月幾分宛を剩し得るとゝなりて、全體の家計の外に別途の貯蓄をも生ずるに至るべし。されば良人にして若此部分の餘剩を豫算中に加へ玉はざらむには、數年若くは數十年の後に至て必要ならむ時、彼山内一豐の内君が節儉を採りて十金を良人に捧げ玉ひたるが如き内助を得玉はむと敢て難きに非るべし。されど是は單に利ある方をのみいひたる言にて、若し不利なる方を擧げなば、毎月の賄費足らぬ〳〵の結果として、幾月の後には良人の知り玉はぬ借財生じ居るなどの事あらむも知るべからず、されど是は畢竟内君の扱慣れ玉はぬ間の事にて、追々に經驗を積み玉はばかゝる事はなかるべし。故に此方法を執り玉はむ良人は總て内君と能く〳〵約束し玉ひ、臨時費として當然内君より請求を受け玉ふべき者の外は、濫りに不足を補ひ玉はぬととなし置玉ふべし。然る時は負債の責、内君の一身に纏綿す

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

るを以て、内君は自然種々に己れを顧みて工夫を凝らし玉ふととなるべし。故に概して云へば、此方法は、一方には良人内顧の憂をして少からしめ、又一方には内君をして、經濟修練の餘地を與ゆるの利あるものにて、誠に宜しき方法ならむと信じ侍る。

◎◎◎◎◎◎◎

第三種の全部監督　是は良人にも内君の爲にも餘り好ましからぬ方法ならむと信ず。何故なれば、斯の如き仕組ならむには、内君は經濟上餘りに責任なき事となるを以て、氣樂なる事は誠に氣樂なれど、其代りに又經濟の道を樂しき事と思ふほどのはげみもなからむ、而して良人は毎月米味噌の書出し迄をも調べ玉はねばならぬ煩あり、假令ば今月の費用は餘り、多かりしと想ひ玉はむ時は、先づ書出しを一閲して、今月は何故に斯く薪炭を多く使用せし乎、或は何故に肴屋の拂斯く嵩みしやなんど一々内君に質し玉はではならぬ事となるべし、さある時は良人の煩はしさはいふも更なり、内君の方にては一々之れに對し説明をなし玉はねばならず。而して内君の説明にして一々良人の會得し玉ふべきとのみならむには仔細なかるべきも、諺に男子に青菜を見せなといふことある

ごとく、如何に細かに氣の注く良人にても、實際に飲食等の事を掌り玉ひし經驗ある方に非る限りは、至當の費用をも、或は内君の不注意に基けるかに誤解し玉はぬことなしともいふべからず、否、斯る事は往々有り得べき筈の事なり。さある時には良人は之れを内君不注意の結果なりとして内君を戒め玉ひ、内君の方にありては、われは斯く迄注意なし居るものを、分らぬ事を宣ふ良人かななんどの不平も何日となく湧き出で丶双方面白からぬ感情を抱き玉ふとあるべし。此他猶は掛念すべきとは、斯く收支の全權を良人にのみ握り玉ふに於ては、内君は知らず〳〵家計上の觀念薄弱となるを以て、動もすれば經濟の許す許さぬに頓着なく、分に超えたる衣類挿し物などを良人に求め玉ふ事あるべし。是蓋し通常の内君にては免るべからざる事ならむ。さあらむ時若し良人の手許にして餘裕あるの人ならむには、格別の差支はなかるべきも、若必迫の手許ならんには、良人の方にては、我苦さを察しもせずして斯る請求を爲かとの怒生すべく、内君の方に在ては、良人の都合を知悉し玉ふとなければ、三度に一度は我欲する者を購ひ與へ玉ても宜かるべきにとの怨なきにも限るまじ。

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

さある時には自ら夫婦間に氣まづき感情を起すに至るべし。是等の不都合は皆内君をして經濟上に責任を負はしめぬよりの結果と知り玉ふべし。故に私は一般に行はれ易くして、而も双方共に便に、一家の爲にも益ある方法は第二信の斷説を豫定して、之れを内君に全任し、臨時費の如きは臨時之れを記し置、良人より別に支出し玉ふの方法ならむと信ずるも、前にもいへる如く、人々の品位と家計の度合[illegible]によりては、一概にもいひ難かるべければ、[illegible]を存して[illegible]の取捨折衷を請ひ侍るなん

○新造の解

人の妻の事を御新造といふは、昔よりいふ事にて、[illegible]日記にも見えたり。[illegible]前司[illegible]、たゞ／＼[illegible]々し[illegible]新造の屋形をいひたる[illegible]には、必妻の住居すべき家を新らしく造作するゆゑ、[illegible]といふなり。或説に屋を新らしく造りたる[illegible]なり。是になぞらへて云ふなりといへるは無理なる説なり。（同上）

時報

◎學生、教育

[illegible]

●高等女學校設立の意見　兵庫縣にては神戸市に高等女學校を設立せんとの計畫あり其趣旨を聞くに同地には外國宣教師等の設立せる女學校あるのみにて其宗教信者以外の女子の學業を修めんとするもの多きも宗教を異にせるに入學を果さず且外國人の設立の學校は教則も我邦の規則に從ひたるものにあらざれば是非とも内國人の手に成れる完全なる學校を設けざるべからずと云ふにあり[illegible]は地方税中より支出せずして全部を[illegible]となさん考案にて機會を待ち居らん都合なりと云へり（大坂毎日新聞）

●高等女學校　大坂市立高等女學校の定期試驗は本月十六日より着手し四月一日を以て證書授與式を擧行し翌日及び翌々日は生徒の製作品を校内に陳列し父兄親戚の展覽に供する豫定なりと因に記す同校の現在生徒は三百九人にして教員は二十五人なり尤も近日の内今回卒業の女子高等師範學校生一名入る都合になり居ると

●教科用書著述者意見書を文部大臣に呈す　彼の小學校教科用圖書審査に關しては各書肆の競爭今や其極度に達し怪事醜聞紛々として聞くに堪へず心あるものをして嗟嘆措く能はざらしむる大弊なるが府下に於ける教科用圖書著述者は今日の現況に[illegible]に神聖なる教育界を攪亂するのみならず其弊延いて其著述に係り折角の教育の爲め[illegible]

重野安繹　內藤耻叟　能勢榮　大內靑巒　日下部三之介　伊澤修二
尺秀三郎　廊地保　西村正三郎　大矢透　渡邊政吉

◎美談

●貞婦　熊本縣下益城郡松橋町に小郷タジユ(卅二)といふあり夫小郷喜之は市町村制發布前松橋町外八ヶ村の戸長代理を勤めしが同町上田勘七の戸籍異動外數件の爲め戸長片野易喜と共に拘引の身となりて熊本に護送さるゝ時末子未だ生れて漸やく三十日になるをおタジユ抱きて町はづれ迄見送りしが喜之の罪頓みに決せず留置の身となること一年此間おタジユは夫の無罪を神佛に祈り隔日に出熊して監獄に見舞ひしが終に九年三ヶ月の重罪と定まりしが此晩おタジユ年まだ若く容顔さへ麗しかりければ他家に緣つけよとて東西より誘ふ人も多かりしかどおタジユ終に聽かず長男一喜(七年)姉マツ(四年)と赤兒一人と合せて三人の衣食を若き女の手一つに引受け嘶く兒を肘にして菓子賣りとなり南村北落に賣行き僅かに其日〳〵を過せしが今年まで旣に七年一喜も十四となりて母の手助けなどなせばおタジユ益々心强く夫の歸宅も程近ければとて益々謹愼を加へ頃日は故里の老母を呼びて貧窮の中に樂みつゝ能く子弟を教養し居るといふ

●貞女　茨城縣那珂郡木崎村大字府酒出の[illegible]ふで(四十四)といふ女あり夫新八郎は不幸にも明治十年の頃より半身不隨の難症にかゝりて病床に呻くこと既に十年餘りの長き月日も家元と貧しければ何事も心に任せぬ苦しさをも雄々しくもおフデ一人に[illegible]藥餌の手當てに事を欠かさず其上にまだ十三を頭として三人の子供の面倒さへ有るを物ともせずおのれは日雇に傭はれ[illegible]嘆せざる者なき貞女が赤心も天未だ此人を知らざりしか[illegible]二十二年新八郎は終に歸らぬ人となりしに[illegible]亂れてまた起つべくも思はれぬを忘れがたみの子供三人が身の上を思ひ返しては再び勇み立つ[illegible]それよりは骨をも碎けと晝夜の別ちもなく稼ぎつゞけにかせげば稼ぐに追付く貧乏のあらず今は多少の餘地さへ出來て田畑なども買入れ[illegible]すら子供らの成育を樂しみに一家睦まじく笑ひ暮す程となりける(小日本)

●孝子　福岡縣に於ては此程左の者へ金四圓を下賜せり

山門郡小川村大字大江　松尾佐平妻　さよ

亡母生存中より夫婦心を一にし克く父母舅姑に事へ十數年一日の如く孝養怠らざる段奇特なりとす仍て且賞として佐平に金二圓ゝさよに同一圓下賜す

●可賞なる生徒　去月二十二日の事なりき鳥取縣鳥取市鳥取高等小學女子部第四學年の生徒兩三名受持教師の許に至り三圓餘りの金子を差し出しいふやうわれら生徒二十余名茲に幾年か本校の教を受けしも未だ高恩の萬一だに酬いまゐらせず日頃口惜しく思ひ居りし折から過日來我校は水災破損修繕に取りかゝりてそが入費も夥しと聞くより僅かなりとも日頃の志しを表せんものとわれら一同申合せて集めしものは此金ゝ元より九牛の一毛だに足らずとも唯われらが學びまゐらす心の習を憐れみ本校修繕費の中に加へ給はゞ一同いかばかり嬉しからん[illegible]少しも[illegible]宜しく取扱ひ給へといふに校長始め當路の人々も其篤志に感じ所望に任せ寄附せしめんとそれ〳〵手附に及びけるとぞ耳に心を勵はれて此德育の大本を忘れたる今の教育外に一片の勸誘にも運はざるによく自から務ふて此美擧をなすの好生徒を出す亦同校にとりて如何許りの名譽ならん(小日本)

●慈善家二人の捨子を養ふ　四ッ谷區上二番町女子學院にありて兒女の將育に餘念なき出口せい子(六十四)は元と四ッ谷鮫ヶ橋の質商出口某の長女にて千代田城の未だ地に墜ちざる頃德川家の連枝淸水家に宮仕して御次の時は千代吉と呼ばれ御末の頃夕霧と名づけられ奥方の死去に出度き身なりし革命てう恐ろしき風は主家諸共其の身をも吹き落し秋の木の葉ふ行方定めぬ漂泊の味氣なき浮世を感じつゝありしが折柄今の女子學院が尙ほ櫻井といひける頃主幹のツルー女史がせい子を貧民中に見出し伴ひ來りて試み使ひけるに篤實此上もなければ女史はいたく喜びつ幾年月を使ひける程にせい子も世に嬉しく深く其の厚意に感じ且つ厚き意を稟り受けんも如何と僅か許りの報酬を割いては四邊の貧民に施しける去る程に「日本」新聞が貧天地の狀態描くとの噂ありしより直ぐに人傳手をもて同社に至り其噂を確めソカ受持と聞く某氏と約し期定の日より相携へて下谷萬年町芝新網等の

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

貧天地を經廻り自巳が曾てありし事共酌み分けて貧民等の狀態を詳細にしければ同記者も非常に利益を得たりとなり又せい子は捨子の二人までを拾ひ採り本年は早や小學校に通學する程の齡に育て上げたりとさても世には綾羅纏ふて盜みする人さへあるにさりとは殊勝の事にぞありける（新朝野新聞）

◎片々

●布哇に於ける日本移住民の元氣生產力　布哇島王國の土人は廿年前十萬餘人なりしも其後漸々減少して九萬となり八萬となり更らに降りて七萬と爲れり又益す降減して六萬餘人と爲れりと云ふ之に反して同島に於ける支那人の生產力は偉大なると曾て聞く然るに近着報告によれば吾大日本人民の布哇島に移住せる者も亦其生產力頗る盛ん即ち左の如し

昨明治二十六年十二月　在布哇島　日本移住民の員數總計は一万二千五百六十六人…而して昨廿六年中同嶋に於て出產生育したるものと死亡者とを比較すれば

出產生育せる者……………………二百五十一人

死亡者……………………………百八十五人

出生育者の數は遙かに多しとす

是に由りて之を見れば布哇嶋に於ける日本移住者の生育力も[illegible]かに多忙健全なることを知るに足れり（國光）

●婦人慈善會の美擧　近江婦人慈善會にては過の程の聖典的執行の折同地の貧民凡そ千餘名に對し一人に付き白米五合づゝを袋入と爲し近江病院に於て一々之れを施與せしよしなるが當日はなかなかの雜沓にて警官出張その非常を戒めたりと

●道德組の運搬員　愛知育兒院にては今度同院の會友中より非常運搬員なるものを設け愛知育兒院道德組と稱し總員百七名を選拔したるが更らに同市内及び接續の町に於て出火事變ある場合に於て其の近傍の會友を助くるものなりと

●古田紫春女史の披露茶會　茶道中興の祖古田織部正十四世宗明翁の嫡女古田宗子女史（綠竹庵紫春と號す）は今度其十五世を繼承せしを以て十七日正午より上野公園櫻雲臺に於て中祖織部正の臨時祭を執行し併せて相續披露茶會を催し各流名匠の點茶及び和歌俳諧挿花等ありし由なるが[illegible]元和元年織部正沒後織部正の家は中川清秀の[illegible]なりし故を以て其子孫は[illegible]退き中川家の家臣として代々藩政に預り傍ら茶道を修めたりしが[illegible]女子に至りしなりと

●仁川京城の朝鮮婦人　仁川京城兩地共に開市以來朝鮮婦人は憚りなく居留地に入り來り商家などに買ひ物に入り込み此頃は日本の湯屋に入湯に來るもの多くある樣なれり之れに反して釜山にては今以て朝鮮婦人は日本人を憚り決して居留地に入り來らぬ故有志者は之れを導くに此頃苦心し居ると聞く若し婦人の居留地に入り來りて親しく日本人に接するは同國人の交誼を[illegible]にする上に於ても[illegible]の爲めにも利益多きことなれば釜山に於る朝鮮地方官日本駐在官に於ても成るべく朝鮮婦人と在留日本人との通交を開くの法を講究せられたきものなり（朝鮮新報二月廿四日）

通信

遠州袋井通信（増田十郎氏報）

（前略）森町に妓樓を新設仕候說は一として取る可きの理由無之其裏面より伺ひ候へば實に云ふ可らざる諸種の事有之或人は金錢の爲めに惑はされて一も二もなく森町の利益と唱て其實私利を貪らんとする醜漢多くかゝる輩は皆利慾の爲めに必死となりて有志家財產家を說き[illegible]無理に承諾を得んとし或は非常に惡む可き手段を以て町會議員を已が[illegible]中に入れ終に町會の決議を以て知事に妓樓設置を出願するに至れり小生等之を聞き候ときは[illegible]に森町に一人の義人なきかと嘆じ申候然し之が爲めに捨てゝおく可きにあらず[illegible]會を開きて設置の不可を述べ又同地の水野氏は有志家を訪問して其不可なる所以を陳べなどして反對の運動を爲しけり候ところ有志家は同町中に一二を爭ふ人達二三名其不可なるを悟り斷然町會議員を辭して設置不認可願を知事に差出せり遂に本月上旬知事より設置願は却下さることゝ云ふ[illegible]に[illegible]萬一森町に妓樓設置許可されば駿州大宮町にても出願[illegible]可致と[illegible]の手[illegible]なる可きの處幸ひにして[illegible]を得ざりしは[illegible]の幸[illegible]に[illegible]

[illegible]熱心に働きつゝ有之候但[illegible]好期を得て[illegible]に[illegible]說せんと各々意氣込み[illegible]實に[illegible]必ず其家と軒を並べて[illegible]事を[illegible]に[illegible]して[illegible]實際に[illegible]一日も[illegible]可らざるの[illegible]一般に[illegible]妓は[illegible]

[illegible]

伊豫松山通信（小山氏報）

[illegible]基督教の[illegible]況は中上ぐる程のこと無之候但[illegible]會は好都合の模樣にて青年會は[illegible]月[illegible]回づゝ[illegible]一回だけ公開[illegible]合相催し居り候會員は青年といはるべき青年十數名重に中學校生徒にて女學校は生徒總體六七十名ある内教師も欠員なく教授に[illegible]無之由にて果して女子教育といふものゝ實行されつゝあるや疑はしく[illegible]へども他日完成の[illegible]として忍ばざるべからざるとさ存じ候貧民夜學校は出席生徒六十名ばかり一意專ら精力を注ぎ居り候故他日善果を結ぶべしと存候

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

東京華族女學校學監下田歌子先生序

全 囑托教授關根正直先生編輯

全 囑托教授坂正臣先生編輯幷書

筆のゆきかひ

全二册 一册 正價金廿八錢 郵税金六錢 宛

本書は多年女子教育に從事せらるゝ兩先生の編輯を請ひたる所にして文躰は古雅に過ぎず卑俗に陷らず優美にして實用を兼ねたる女子消息文の模範たり且傍ら習字の手本とも成るべき便を計り阪先生の揮毫せられたるにて姿致瀟洒として婉麗に製本亦頗る美にして上品なり

女子高等師範學校長
華族女學校長 細川潤次郎先生序文

女子高等師範學校助教諭
共立女子職業學校講師 寒澤振作君著

家政の栞

全一册 洋裝大判二百頁 正價金二十錢 郵税金六錢

本書は尤も多數なる中等社會の婦人を標準として平易に家政上の事柄を述べたるものにて其目次は總論に於て主婦の務めの貴重なる所以を論じ二章以下時間の儉約、物品の整頓、品物の時價、貯蓄、經費、手藝、物品の保存、雇人の待遇、室内の取締、家屋の構造、廢物利用等全篇十二章に分ち詳密に辨ぜし者なり良妻淑女一閲して家政上の智識を得られんことを

山田美妙齋君著

日本室内粧飾法

全一册 正價金十五錢 郵税金六錢

品藻の優美天質の端麗は婦人の依て地歩を知る所以かの室内粧飾法の如きは大に日本婦人の注意を要すべく又其纖緻なる意匠に適せり然れども從來粧飾に關する著書あらず從て婦人の意を用ふること切ならず今美妙齋君得意の美觀的精神を以て大に室内の粧飾を述べらる純爛の錦に眩し濃艶の色に傾くの婦人諸君一度本書を繙かば清淡雅美品物の位置着色の配合花卉の姿勢等皆瞭然として明なるべく秀麗純美の趣味と健康和樂の泉源融然として溢れん

須永金三郎君著

婦女手藝法

全一册 正價金十五錢 郵税金六錢

女子手藝の練習法を說きたる書世間其類に乏しからず然れども其多くは皆實用に適せざる飜譯物にして其完全なるに至つては世間多く其類を見ず此書は完全なる女子手藝の練習を與へん爲め實用を旨として編纂したるものにして全編を八に分ち和洋服裁縫。毛糸編物。レース。和洋料理。養蠶。紡績。織物。染物。料理。ハンカチーフ。縁縫。押繪。造花。縫取。切箝。紋切等の有益なる諸藝より茶の湯。香。投扇興。貝合。花骨牌。トランプ使用法等の諸遊藝に至るまで悉皆網羅し最後に至りて附錄として和洋の女禮式を載せたれば手藝の練習に志ある女子の爲には坐右に缺く可からざるの珍書なり

東京府高等女學校教頭永江正直君著

女子教育論

全壹册 正價金十五錢 郵税金六錢

教育の論囂々たり而して女子教育の天下の大問題となりしより久し既往二十餘年間に男子か教育上受けたる變動は頗る著大なるものにして其度毎に公私の資財を徒費し夥多の學生をして方向に迷はしめたるは世人の已に知る處なり然れども之を女子か遭遇せし境遇の變動に比すれは尙且輕少の事たるに過ぎず壓制主義を排せんとして放逸に流れ西化主義を弊ありとしては固陋に陷り曰く儒教主義曰く國粹主義一害を除きては一弊を生し一利に就かんとしては一益を失ふ取捨變更百十回にして而も女子教育の方針は猶茫乎として望洋の嘆あるを免れざる敢て怪しむに足らざるなり其故何ぞや蓋し一經驗なく一責任なく竟に一個の定見なきものゝ泛言妄斷を信據するの弊害に歸せさるべからざるなり本書の如きは負然此類に同しからずして著者か東京府高等女學校の教頭として十分の經營研究實驗の餘に成れるものなるものなれは希くは此書に依て以て女子の教育針路を定むることを得む。

東京神田表神保町六番地

賣捌所 女學雜誌社書店

Digitized by Google Original from CORNELL UNIVERSITY

小林光茂君編

眞理の叢

此書は左の順序を追ふて基督教の眞理を平易明瞭に解明せる所のものにして道を求むる者には最も良好なる餘師なり

紙員百五十八頁
定價 金十五錢
郵税 金四錢

目次

神 原田助君
宗教の中心點 横井時雄君
基督教の仁愛 原野彦太郎君
實在的並理想的人生 小澤孫太郎君
希望 丹羽清太郎君
聖書 コーツ君
基督教の起原 小林光茂君
耶蘇基督 本多庸一君
聖靈 イビー君
安心 外山孝平君

小林光茂君

きりすと教一斑

此書は俗論囂々たる現時に最も適切なる一篇の基督教辨證論なり其目次左の如し

紙員百三十一頁
定價 金十錢
郵税 金貳錢

第一 基督教の起原
第二 基督教の特性
第三 基督教の感化
第四 基督教現今の大勢
第五 結論

發行所 銀座三丁目八番地 メソヂスト出版舍
賣捌所 神田表神保町六番地 女學雜誌社書店

鈴木弘恭大人講述

第五版 百人一首講義

（附錄小倉てびき）

正價 金廿八錢
郵税 六錢

御高評を得たる百人一首注文いよ〳〵多く第四版品切に成りたれば玆に第五版を印行し、且つ「小倉てびき」と云ふ、極めて便利の見出を添ゆ、之によりて、百人一首それ〳〵の歌の句の在り處、意味、よみ手などを直ちに見出すことを得て至極重寶なり。

透谷蟬羽著

蓬萊曲

正價 八錢
郵税 二錢

之れ一度最暗黒に沈淪して更に一道の明火を得たりと信ずる人の沈痛慘惻なる聲を洩らしたる書なり。三年前に上梓して未だ殘本少々あり價を減じて讀者を待つ

發賣所 東京神田表神保町 女學雜誌社書店

大月隆著

文學の調和

定價 二十五錢
東京各書店發賣

（一）文學の叢淵
（一）天地（二）美（三）文學の樂園（四）人生の狀態
（二）文學の目的
（一）文學の定義（二）詩文（三）散文（四）小說
（三）文學の發達
（一）日本文學（二）支那文學（三）歐洲文學
（四）文學の調停
（一）美（二）音樂（三）義人の血涙（四）宗教

發行所 東京神田區小川町五十三番地 文學同志會出版
賣捌所 東京神田區表神保町六番地 女學雜誌社書店

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

皇后陛下
明宮殿下御覽濟の書

再版

巖本善治妻譯

小公子

（リツトル、ロード、フォントルロイ）

子供のよみ本

（早稻田文學第四號）

坪内雄藏君批評

原書の精神は無邪氣なる小公子を主人に利己にのみ傾ける老貴族を副主公にして「無邪氣」の周圍に及ぼせる感化並に周圍の「無邪氣」に及ぼせる影響を寫さんと力めたるもの、如し小説としての價値如何は譯書に就きて論ずべきにあらず只一言すべきは斯く純潔無垢の眞小説を紹介したるは女學雜誌社平素の主義よりいふも誠に能く撰みたりと云べし譯文は誠に流暢平易なれど其中に譯者が深切なる苦心の跡見えたり就中長幼貴賤の言語を別たんとて又は文情の調和をはからんとて「キット」「大したもの」「鼻が高い」「目がない」等の俗語を用ひたるが如きは殊に全力を灑きたりと見えていとめでたし行文の中に餘り多く「御」の字を用ひたるが少しく耳だちて咎むべき程にはあらず「人にいひ〳〵しました」「しつかり歩いてゐました」など言葉を重ねたるはおのづから優しき女敎師が幼童に敎ふる時の風に似たり何れも譯者の婦人たるを證してなか〳〵にゆかし」兎に角當今外國美文學輸入の必要あるに際し斯く原文の精神と外形とを寫し出さんと力めし翻譯の見はれしは文學のため賀すべき事なり。

正價金二拾八錢　郵稅金八錢

發賣所　東京神田區表神保町六番地　女學雜誌社書店

文部省普通學務局學校衛生事項取調囑託醫學士三島通良先生著

學校衛生學

全壹冊　洋裝背皮金文字入美本
正價金六拾錢
郵稅金八錢

三島醫學士が我國における學校衛生學に就て、如何なる學術と功績とを有せらる、かは、江湖既に定論あり。本書は實に學士が公命を以て四方を巡回し、今日の學校と生徒とを調査したる刻苦丹精に出て、猶ほ前任文部大臣一伯一子の勸誘に成る。其議論の斬新正確にして我國學校の實際に適合すへき事は論を俟たす、醫師、敎育官吏、敎師及ひ校舍建築工師は、必す一讀すへき寶典なり

文部省普通學務局學校衛生事項取調囑託醫學士三島通良先生著

救世 種痘學

全一冊洋裝
新版種痘手術圖解入

正價金二十五錢　郵稅二錢

種痘の世に鴻益あるは何人も知るところなれども、其何れか眞正の種痘法なるやに至りては之を識る者稀なり。是蓋し年々天然痘の流行する所以なり。本書は最新の學理と數年の實驗とにより、先生の著述せられしものにして。議論斬新、例證正確、種痘學におけ近年の眞書なり。醫師は勿論衛生に關係ある吏員及ひ學校敎師は必す一讀すべきものなり。

賣捌所　東京市神田區表神保町六番地　女學雜誌社書店

陸軍大將大勳位彰仁親王殿下題辭
故左近衞權少將松平定信朝臣著述
江間政發編輯

樂翁公遺書

上　正價金七拾五錢　郵稅金拾六錢
中　正價金五拾錢　郵稅金拾錢
下　正價金五拾錢　郵稅金拾錢

松平定信公ハ德川氏三百年**空前絶後ノ大經綸家**ニシテ博學達識其治教ノ國家ニ稗益アル世人ノ知ル所ナリ本書ハ公カ遺著中特ニ**精萃**ナル三十八種ヲ蒐集セルモノニシテ或ハ**痛洸剴切**ナル**大經綸**アリ或ハ**朴實懇篤**ナル**脩身訓**アリ**論全編皆金玉**之ヲ熟讀玩省セハ藥石トナリ鍼砭トナリ世ヲ警メ人ヲ箴スル「偉大ナリ世ノ政治ヲ談シ教育ヲ講シ或ハ風流ニ樂ムノ士ハ一本ヲ取テ此言ノ盡サヽル所ヲ知ラレヨ

故左近衞權少將松平定信朝臣著
江間政發編輯

退閑雜記

全一册　正價金五拾錢　郵稅金拾錢

德川時代ニ於テ縉紳侯伯ノ心ヲ和文ニ寄セタルモノ多シト雖モ嶄然頭角ヲ顯ハシタルハ松平定信公（白河樂翁）ナリ此公ノ文事ヲ奬勵セシコトト其政事上ニ於ケル經歷ト勳功トハ轟々トシテ世人ニ知悉セラル公カ老中ノ劇職ヲ辭セシ後ハ專ラ身ヲ文事ニ委ヌ其著頗ル多ク雅文ヲ以テ綴リタルモノアリ和漢混合文ヲ以テ記述セシモノアリ本書ハ其遺著中ノ隨一ニシテ公カ學問ノ該博ト思想ノ風流トハ躍如トシテ紙上ニ溢ル今ヤ弊店再版發賣ノ光榮ヲ享ク願ハクハ續々御注文ヲ玉ヘ

發行所　東京市神田區表神保町一番地

山崎彥八著

日本賢女百人傳

石版摺彩色表紙付
菊判全一册　正價金貳拾錢　郵稅金四錢

本書ハ孝行友愛信義學藝節儉忍耐見識貞操機敏忠義博愛慈愛公平剛勇愛國ノ十五門ニ分チ本邦古今ノ名媛賢女百人ノ傳記ヲ集メ之ニ附スルニ簡明ナル論贊ヲ以テシタルモノニシテ其文ハ流暢平易何人モ讀ミ得ベク而モ溫雅ニシテ興味アリ又其插畫ハ最モ品格善クシテ鮮明美麗ナリ特ニ口畫ノ如キハ石版摺ニメ十數版着色シタル高尙優美鮮麗ナルモノ製本又最モ體裁善ク實ニ女子座右ノ珍御贈與品トシテ或ハ學校生徒ノ參考用賞與用ニ妙ナリ

文科大學教授木村正辭先生序　春山頼母註解

竹取物語新釋

菊判全一册　正價金拾五錢　郵稅金四錢

國文ヲ學フ人ノ摸範トシテ第一ニ讀マサルベカラザルハ竹取物語ナリサレド該書ハ其著古クシテ一語一句解シ難キ所多ク從テ之ヲ註スルモノノ說區々紛々タリ本書ハ著者カ博ク古今大家ノ解說著述等ヲ涉獵シテ最モ正確ニ註釋セシモノニシテ一語每ニ傍ラニ漢字ヲ以テ其意味ヲ示シ一段每ニ詳密明瞭ナル意譯ヲナシタルモノニシテ斯學講究者ニハ必要ナル新著ナリ

精金美玉 評註先哲手簡

四六判全一册　正價金參拾錢　郵稅金四錢

官報販賣所　八尾新助

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

岡田起作先生書

かな習字帖

一冊　正價金十二錢　郵稅二錢

方今女子習字の衰頽せるを憂ひ之を矯正せむとて新教授法を發明せられたる岡田先生が多年の經驗により極めて習ひ易き字躰もて徒然草の中修身に關する章を書せられたる習字帖にして高等小學第三第四年級より高等女學校第一第二年級の習字科に適當の者なり尚ほ引續き逐次優美なる習字帖を發刊せんとす抑も岡田先生は現に女子高等師範學校。高等女學校。東京府尋常中學校。明治女學校。女子文藝會。立教女學校。成立女學校等。より教授を囑托せられ各生徒進步の著しきは皆人の稱道する所なり之に因りて教授の懇篤なると能書の名聲あるを知るに足れり今此習子帖世に出づ是によりて進まば奇僻に墮るの患なく優美なる域に進むの階梯たらんとす

東京神田表神保町六番地

賣捌所　女學雜誌社書店

生徒及幼兒募集

附屬　高等女學校　小學校　幼稚園

高等女學校　入學資格は尋常小學校卒業以上、修業年限は六年授業料は三年迄一ヶ月一圓五十錢四年以上一ヶ月二圓

小學校第一部　修業年限は尋常科四ヶ年にして高等女學校一年級へ連續す授業料は各級一ヶ月一圓

小學校第二部　男女　修業年限は尋常科四年高等科二年授業料は尋常科三十錢高等科五十錢男女共募集

右各級へ入學を許す志願者は三月三十日迄に履歴書差出すべし入學試驗は四月二日午前八時より施行

幼稚園　幼兒は隨時入園を許す保育料は一ヶ月金一圓

明治廿七年三月

女子高等師範學校

廣告

私立

帝國看護婦學校生徒募集

今般看護婦學校ヲ設立シ看護婦ヲ養成ス望ノ者ハ至急申込ベシ但年齡廿年以上卅五年以下ニシテ普通學ノ力アルヲ要ス又生徒ニ寄宿通學ノ二種アリ外ニ[illegible]名限リ給費修學スルヿヲ得ベシ

明治廿七年三月

本郷區元町二丁目四十七番地

博愛看護婦會

稅所敦子刀自著

御歌所長高崎正風大人序

御垣の下草

實價五十錢

郵稅六錢

稅所氏の家集也刀自のめでたき歌人なることは世人のはやくよりしる處なればこゝにはいはず有志の諸士一讀あれ

東京神田連雀町十八番地

發賣所　しきしま發行所

東京神田表神保町六番地

賣捌所　女學雜誌社書店

Digitized by Google

Original from
CORNELL UNIVERSITY

福音新報

第百五十七號 (三月十六日發行)

目次

(毎金曜日發行)

●福音新報

時としては仰ぎ瞻よ

禮拜して崇敬の念を養ふべし

彌増しに輝く希望

世に勝つの力

信仰の力

イスカリテのユダ

●園　錄

告天子(紫苑)○靈魂の旅○何故に新儒を疑ふか○汝の信仰は如何

●說　苑

神秘論と近世神學(上)　教授　レッドフヰルド

●外　事

錫蘭の阿片問題○倫敦の猶太教○日曜日閉館に關する裁判○伯林の加特力學校の統計

●教　報

越後高田、同長岡、岩手縣花巻、武州八王子、遠州袋井、富山縣高岡、岐阜縣、伊豫松山、周防岩國、高知縣秋山、熊本、九州福音同盟會、肥後八代、久留米、横濱、明治學院神學部說會、府下銀婚式彙報、本郷教會、同志會の地方運動

●寄　書

日々新聞同盟の趣旨　日々新聞同盟員

我則我將白於雪分　坂野生

定價一冊二錢五厘○十三冊(三ヶ月分)三十一錢五厘○廿六冊(半ヶ年分)六十錢○五十二冊(一ヶ年分)一圓十四錢

○市外は一冊に付郵稅五厘

發行所　麹町區四番町四番地　福音新報社

女學雜誌定價表

冊數	定價前金	市外定價郵稅共
一冊	金六錢	金六錢五厘
十冊	金五十八錢	金六十三錢
廿六冊半ヶ年分	金一圓四十三錢	金一圓五十六錢
五十二冊一ヶ年分	金二圓八十錢	金二圓八十六錢

一本誌購讀者は代價郵稅共凡て前金御拂込之事前金御拂込無之節は文行之候共一切送附不仕候

一本誌代價郵稅共郵便小爲替にて拂渡局を必らす

一ッ橋郵便爲替取扱所へ宛御振込の事。

註取人は神田表神保町六番地女學雜誌社と御記入の事。郵便切手代用は一割增(五厘切手に限る)にて申受け候。

一本誌御注文の節は住所姓名を明瞭に記載し號數は何號より何冊分と詳細に御書添への事。

東京市神田區表神保町六番地

發賣所　女學雜誌社書店

明治廿六年四月廿五日内務省許可
明治廿七年三月廿三日印刷
明治廿七年三月廿四日發行

發行兼編輯者　東京市麹町區下六番町六番地　巖本善治
印刷者　牛込區市谷加賀町一丁目廿三番地　根岸高光
發行所　東京北豐島郡王子村下十條八百五十一番地　女學雜誌社
印刷所　牛込區市谷加賀町一丁目十二番地　株式會社秀英舍第一工場(電話十九番)

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY